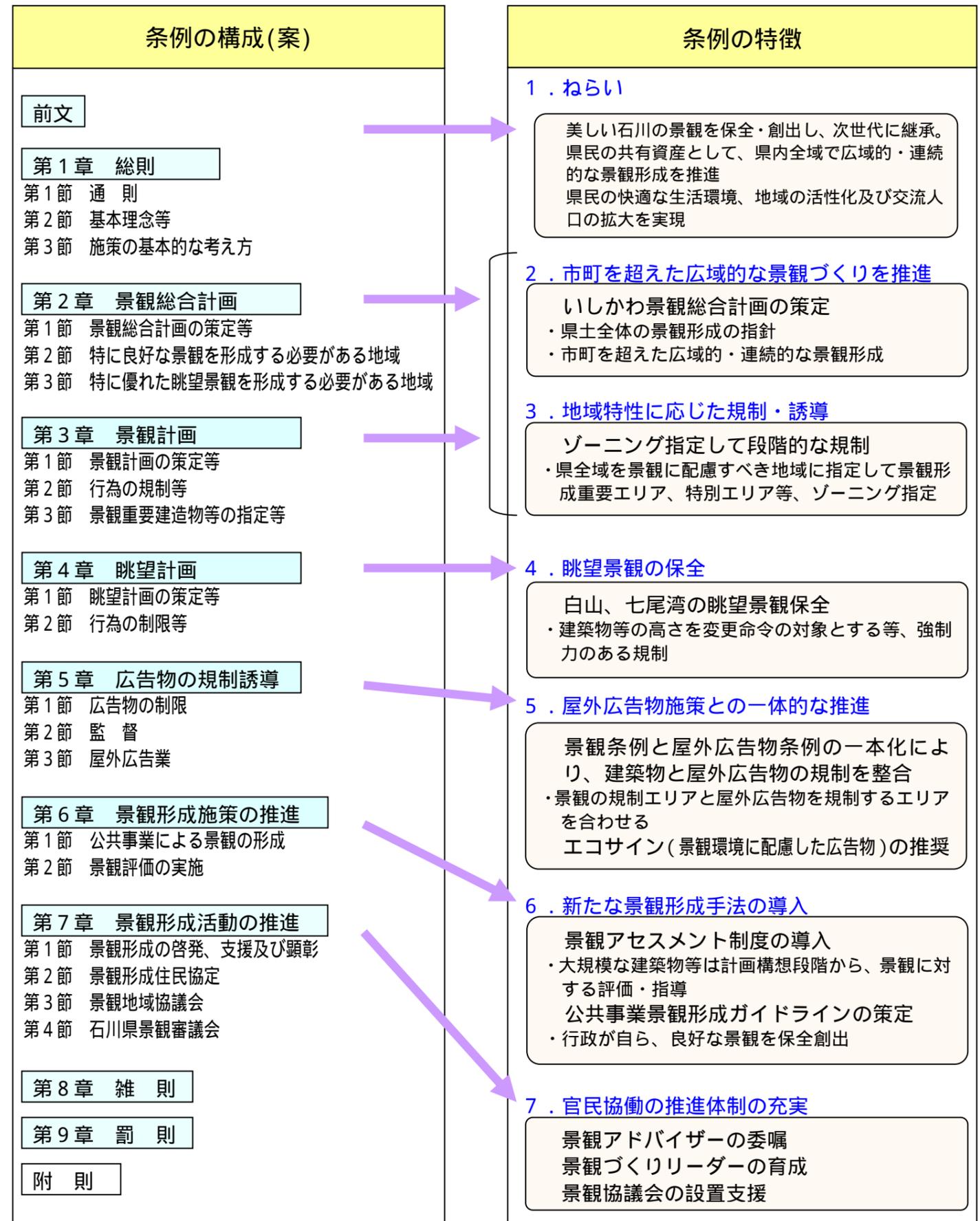
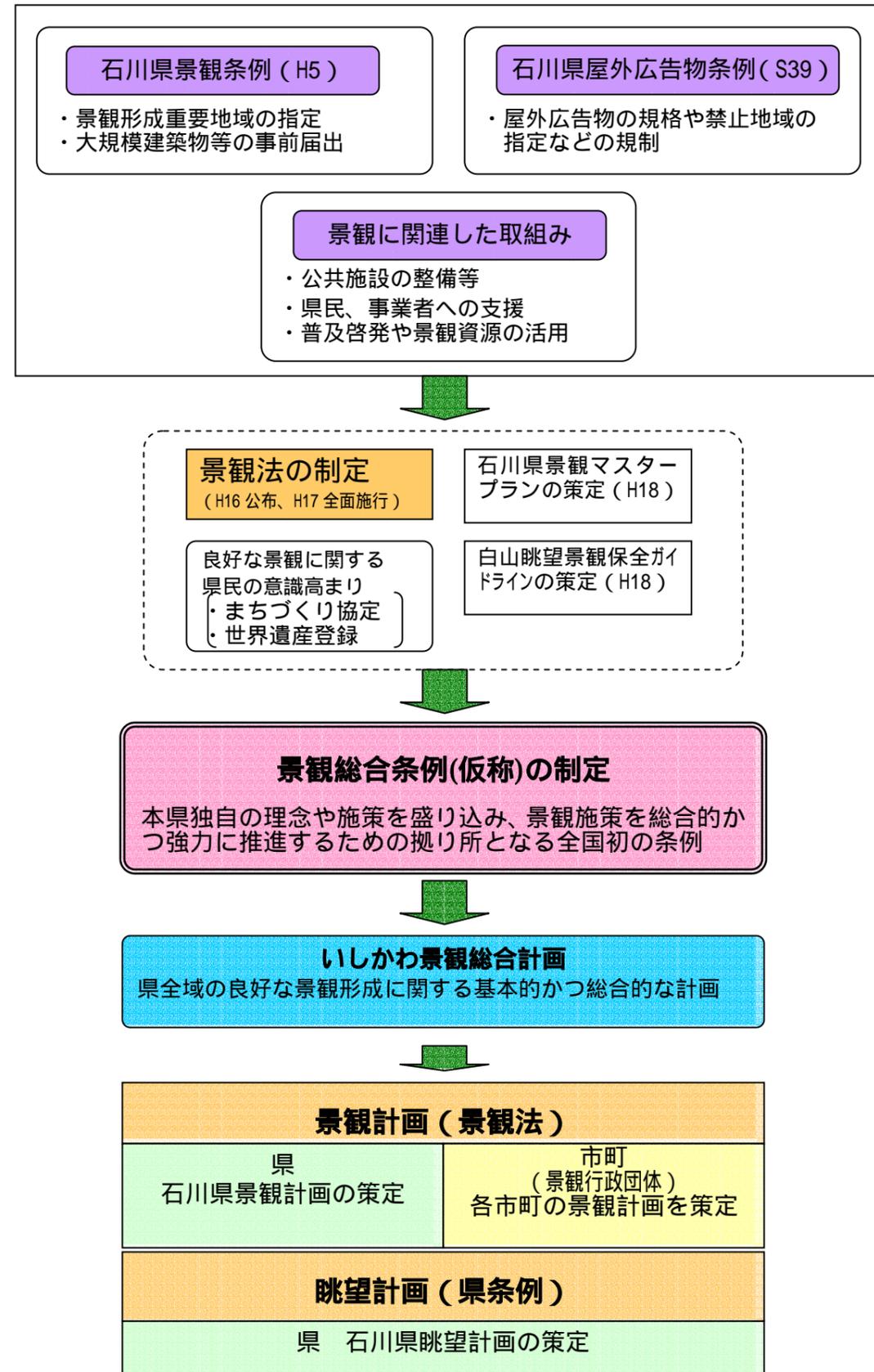


議第 1493 号 石川県景観計画（案）及び石川県眺望計画（案）の意見聴取について

石川県景観総合条例（仮称）の概要について



いしかわ景観総合計画の概要（案）

1. 目的

県全域の良好な景観の形成を図るための基本的かつ総合的な方針等を示す。
 県及び景観行政団体である市町は、本計画を尊重し、景観計画又は眺望計画を策定する。

2. 区域の考え方

区域	考え方
景観エリア（県全域）	大規模建築物等や屋外広告物について緩やかな規制・誘導を行う範囲
景観形成重要エリア	「景観の保全・創出を図る必要性の高い地域」として規制・誘導を拡充する範囲 (1)選定要件 広域的・連続的景観形成地域（幹線道路、海岸線等） 重要な眺望景観形成地域（山並み、海岸線等） 文化的な景観形成地域（歴史的街並み、田園等） 重要な交流拠点景観形成地域（空港、観光拠点等） その他新しい景観創造地域 (2)選定箇所（右図参照） 現行の能登有料道路、加賀産業開発道路、能登空港の3地域を15地域に拡充
特別エリア	「建築物等が景観に及ぼす影響の大きな地域」として規制・誘導を拡充する範囲（能登有料道路沿線など5地域を新たに設定）
景観形成重点スポット	「市町が主体となり、地域固有の個性的で魅力ある景観を保全・創出を図る区域」として規制・誘導を行う範囲（市町の要請により設定）

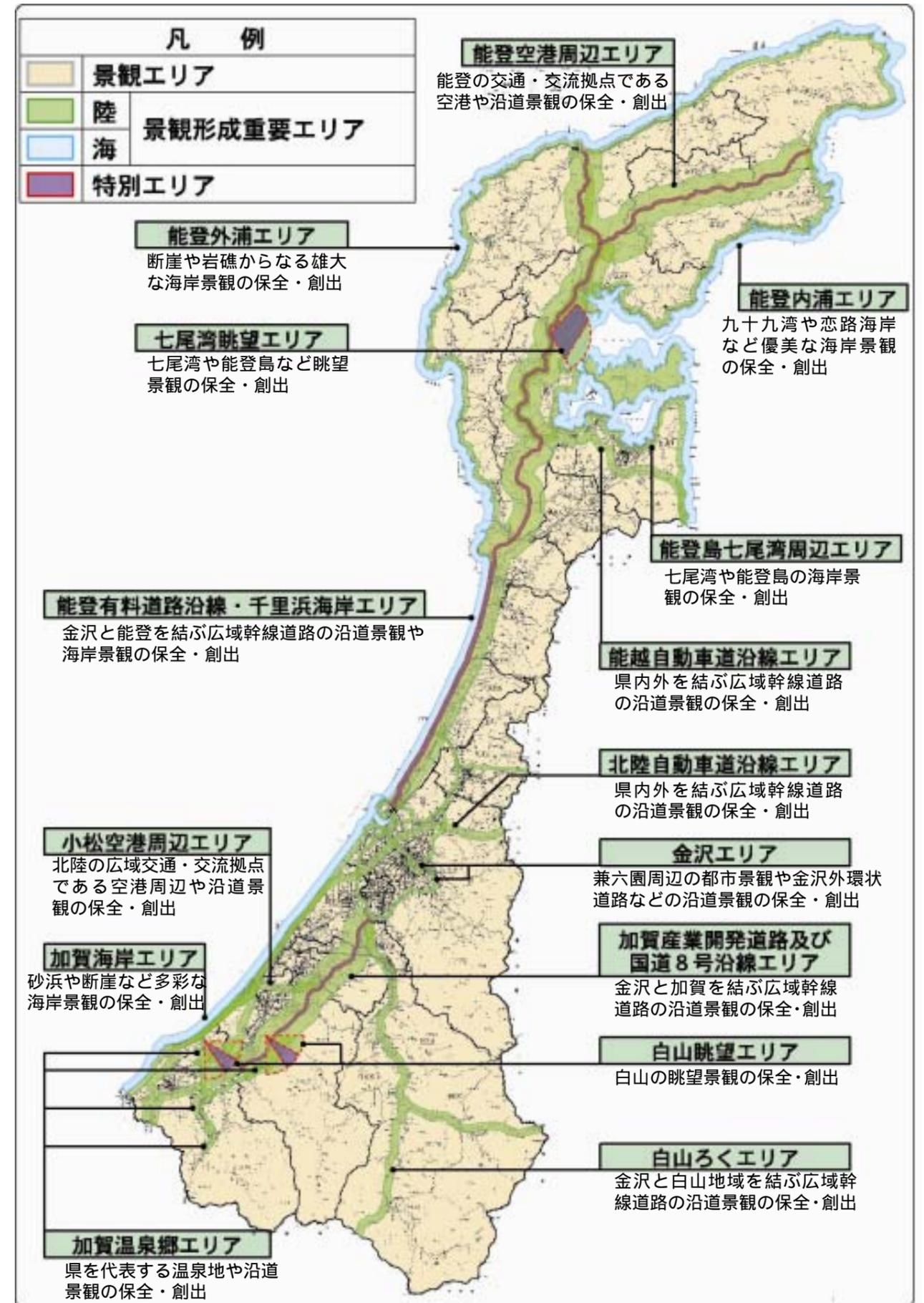
3. 景観形成重要エリア等の範囲

類型	考え方	距離	エリア	
沿道景観	中景域 海岸や田園・丘陵などの広域的な景観の中を通る道路（大きな鉄塔が気にならない距離）	両側2km	・能登有料沿線 ・加賀産沿線 ・能登空港周辺	
	近景域 建築物等が連担する集落や田園・丘陵などが混在する道路（個々の樹木の識別が可能な距離）	両側500m	・北陸道沿線 ・能越道沿線 ・白山ろく ・小松空港周辺	
	近接域 広域的な景観の中を通る道路のうち特に景観形成に配慮すべき特別エリアの範囲（沿道の建築物等による景観への影響が大きい範囲、屋外広告物禁止地域と一致）	建築物等が連担する市街地等の道路	両側100m (200m)	・能登有料沿線 ・加賀産沿線 ・能登空港周辺
			両側100m	・金沢 ・加賀温泉郷
海岸景観	海岸線の陸側	500m	・能登外浦 ・能登内浦	
	海岸線の海側（自然公園の海域普通地域の範囲）	1km	・能登島七尾湾 ・加賀海岸	
空港景観	建築物等の高さ等が規制される範囲	滑走路から3km	・能登空港周辺	
眺望景観	視点場からの眺望を保全する範囲（個々の建築物が目立たない遠景域）	3～5km程度	・白山眺望 ・七尾湾眺望	

4. 規制誘導の基本的な考え方

	建築物		工作物	開発行為	基準（例）
	建築面積	高さ	高さ	開発面積	
景観エリア（県全域）	1,000㎡超 （現行どおり）	13m超	13m超	なし	・公共用地からの後退 ・周辺景観との調和した形態 ・ランドスケープを広範囲に切らない ・数値基準による色彩制限
景観形成重要エリア	1000㎡超 500㎡超	（現行どおり）	（現行どおり）	1ha超	
特別エリア	1000㎡超 200㎡超	13m超 10m超	13m超 10m超	なし 0.3ha超	
景観形成重点スポット	地域特性に応じ設定				

区域図（案）



石川県景観総合条例(仮称)の特徴

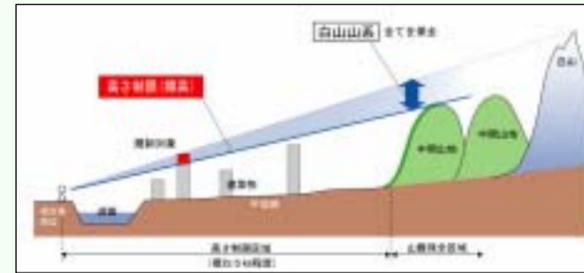
屋外広告物施策と景観形成施策の一体的実施

(例)
 広告物撤去
 +
 電線類地中化
 +
 沿道の緑化
 眺望景観の確保



眺望景観の保全

白山や加賀能登の海岸などの美しい眺望を保全



景観アセスメントの実施

大規模な建築物等は、計画段階から事業者が景観への影響を評価して、県が指導する

対象：60mを超える建築物・工作物
 予測手法：景観シミュレーション
 ・フォトモンタージュ
 ・スケッチパース、模型など



例：風力発電所

景観・環境に配慮した屋外広告物(エコサイン)

良質なデザイン、自然素材の活用、リサイクルへの配慮など、優れた広告物(エコサイン)について、奨励・基準の緩和を行う



地域景観への配慮



良質なデザイン



自然素材の活用



集合化



リサイクル

公共事業景観形成ガイドラインの策定

県が先導的に公共事業による良好な景観の創出を図

対象：土木、農林、環境等幅広い範囲の公共事業を対象に、施設別の景観形成方針を作成
 県事業だけでなく、国や市町にもガイドラインの適用を働きかける



永光寺川(羽咋市)



山中温泉ゆげ街道(加賀市)



内灘大橋(内灘町)

石川県景観計画（案）の概要

意見聴取の根拠

【景観法第9条第2項】（抜粋）

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

1. 目的

本計画は、景観法及び石川県景観総合条例（仮称）の規定に基づき、また、いしかわ景観総合計画を尊重して定める。

2. 景観形成を図るべき区域

・景観計画区域

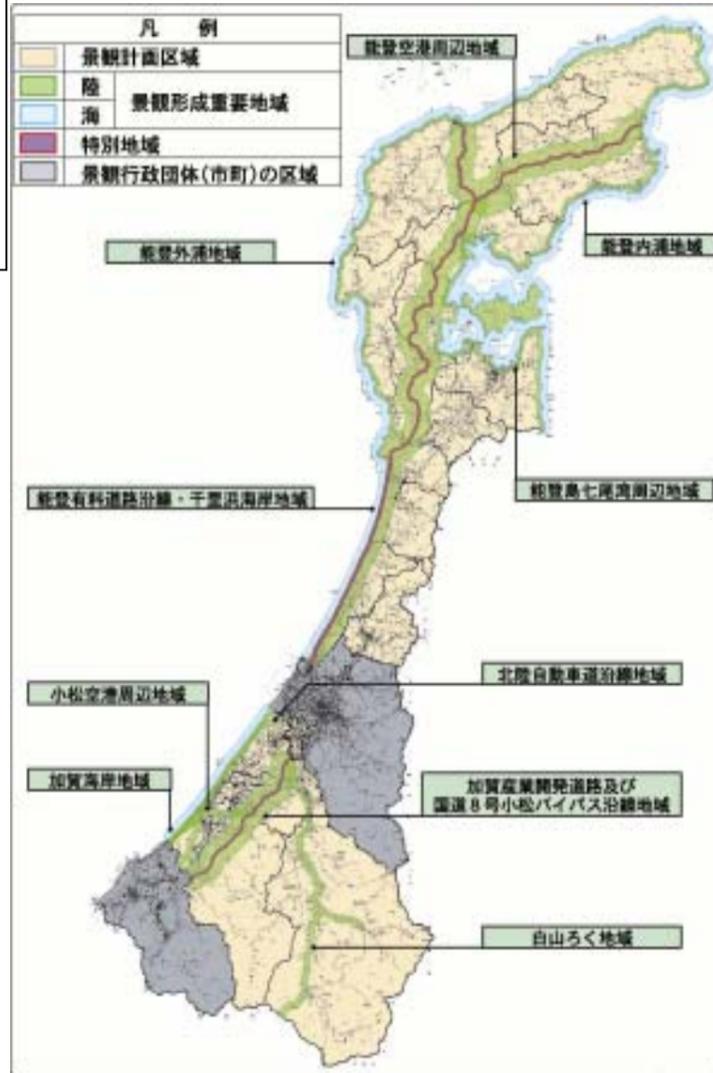
石川県全域（景観行政団体（ ）である市町の区域を除く）

・景観形成重要地域

特に良好な景観の形成を図る必要のある地域

・特別地域

景観形成重要地域のうち、建築物等が景観に及ぼす影響の大きな地域として限定した範囲



景観行政団体とは

景観法に基づく景観行政を、一元的に実施する主体となる行政団体。都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県の同意を得た市町村が景観行政団体となる。

県内の状況

- ・県、金沢市（中核市）のほか、加賀市（H18 県同意）が既に景観行政団体。
- ・今後、七尾市や輪島市、小松市等が景観行政団体への移行予定。

3. 行為の制限に関する事項

（1）届出対象行為

行為の種類		届出対象規模		
		景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、色彩の変更など	建築面積	1,000 m ² 超	500 m ² 超	200 m ² 超
	高さ	13m超		10m超
工作物の新設、増築、色彩の変更など	高さ	13m超		10m超
	開発面積	10,000 m ² 超		3,000 m ² 超

（2）建築物・工作物の景観形成基準（抜粋）

景観計画区域

項目	景観形成基準
位置・規模	・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。
形態・意匠	・周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ・長大な壁面はできる限り避け、分節するなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。 ・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努める。
色彩	・落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。

景観形成重要地域の追加基準（景観計画区域の基準に追加）

項目	景観形成基準
位置・規模	・道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。 ・山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。
形態・意匠	・自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ・地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。
色彩	・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、相互の調和やバランスに配慮する。 ・建築物等の外観の基調色は、別表（い）欄のとおり。（色あい毎に明るさや鮮やかさを制限）

特別地域の追加基準（景観形成重要地域の基準に追加）

項目	景観形成基準
位置・規模	・既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。 ・優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。
色彩	・建築物等の外観の基調色は、別表（ろ）欄のとおり。（色あい毎に明るさや鮮やかさを制限）

別表 色彩の数値基準（マンセル表色系（JIS Z 8721）による）

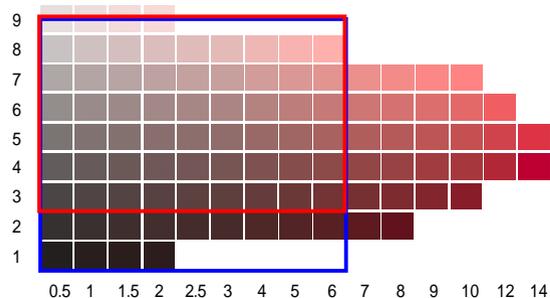
	（い）景観形成重要地域		（ろ）特別地域	
	全色相	0.1R～5Y （赤～黄系）	5.1Y～10Y （黄系）	その他
色相（色あい）	全色相	0.1R～5Y （赤～黄系）	5.1Y～10Y （黄系）	その他
明度（明るさ）	8.5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度（鮮やかさ）	6以下	6以下	4以下	2以下

（3）開発行為の景観形成基準（抜粋）

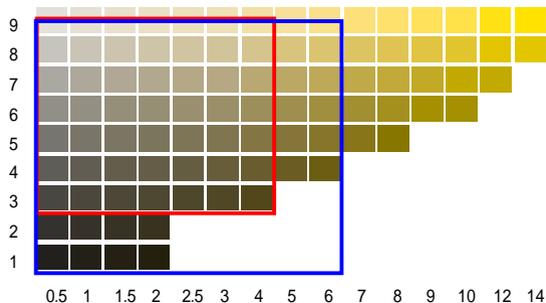
項目	景観形成基準
盛土・切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	・大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。

色彩の数値基準(マンセル表色系(JIS Z 8721)による)

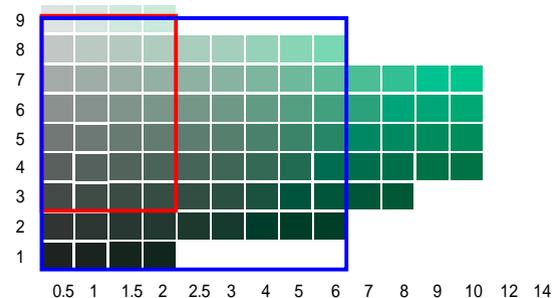
R(赤)



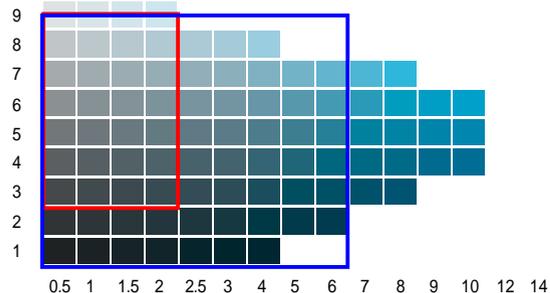
Y(黄)



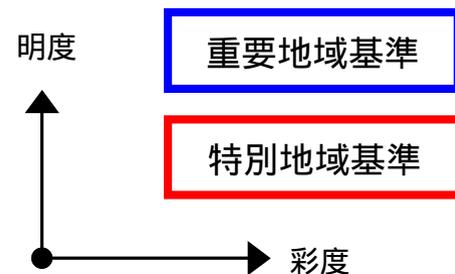
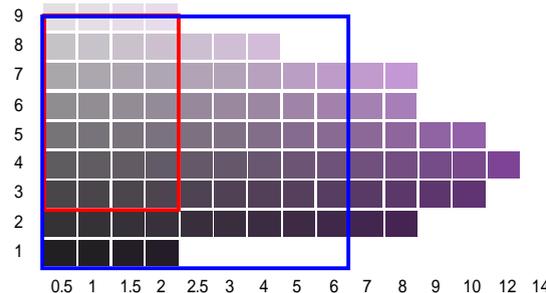
G(緑)



B(青)



P(紫)



	(い) 景観形成重要地域	(ろ) 特別地域		
色相(色あい)	全色相	0.1R ~ 5Y	5.1Y ~ 10Y	その他
明度(明るさ)	8.5以下 明るすぎない	3 ~ 8.5 明るすぎない 暗すぎない	3 ~ 8.5 明るすぎない 暗すぎない	3 ~ 8.5 明るすぎない 暗すぎない
彩度(鮮やかさ)	6以下 鮮やかすぎない	6以下 鮮やかすぎない	4以下 鮮やかすぎない	2以下 鮮やかすぎない

石川県眺望計画（案）の概要

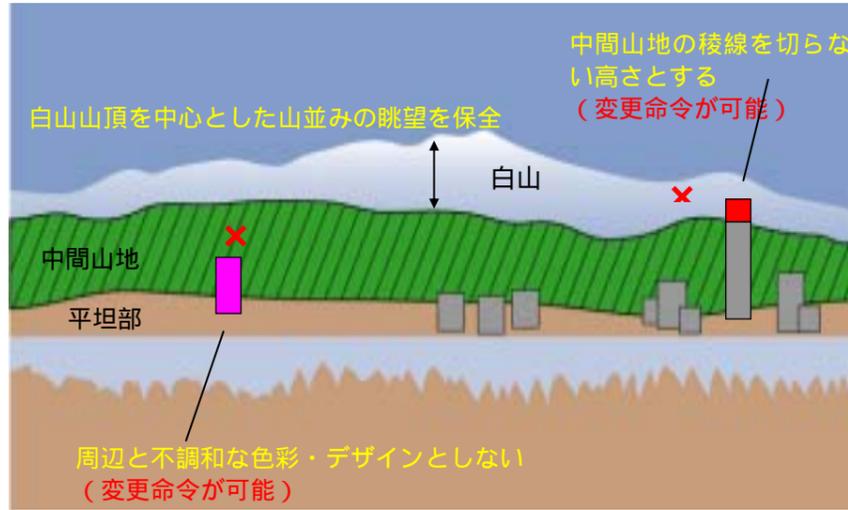
意見聴取の根拠

【石川県景観総合条例（案）第45条第4項】（抜粋）

知事は、眺望計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、石川県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

1. 目的

本計画は、石川県における優れた眺望景観を保全・創出するために、石川県景観総合条例（仮称）規定及びいしかわ景観総合計画を尊重して定めるものである。



【白山眺望のイメージ】

2. 眺望景観保全地域

眺望景観保全地域

優れた眺望景観の形成を推進する地域

特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域

【地域の範囲の考え方】

	白山眺望	七尾湾眺望
眺望景観保全地域	視点場から白山山頂を中心とした水平角約120°、距離3~5km	視点場から七尾湾方向に水平角110°、距離5km
特別地域	上記のうち白山山頂を中心とした水平角30°	上記のうち距離3~5kmの陸域

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

行為の種類	届出対象規模		
		眺望景観保全地域	特別地域
建築物の新築、増築、色彩の変更など	建築面積	500㎡超	200㎡超
	高さ	13m超	10m超
工作物の新設、増築、色彩の変更など	高さ	13m超	10m超

(2) 眺望景観保全地域の景観形成基準（抜粋）

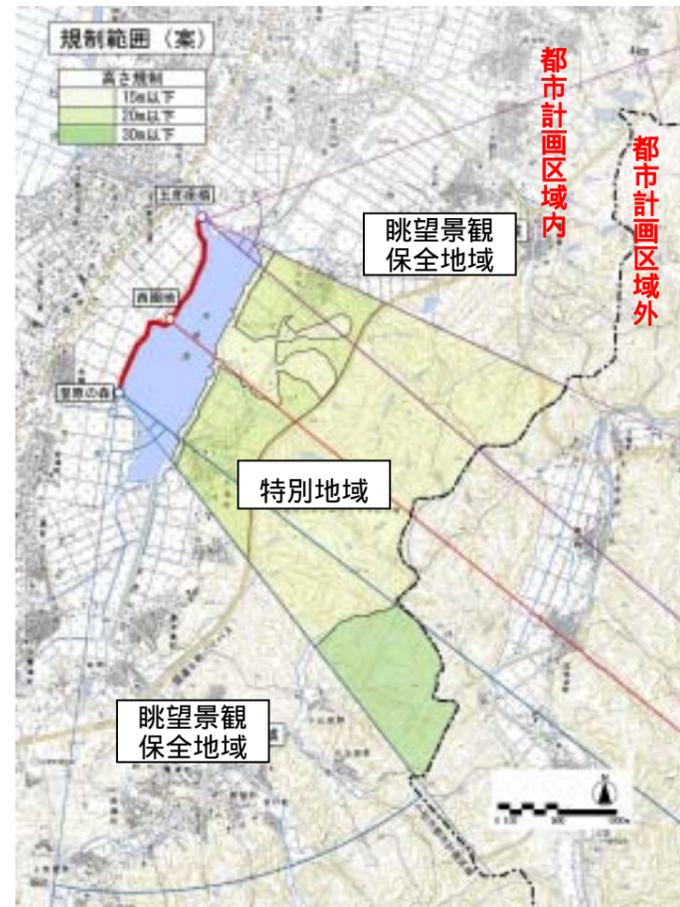
項目	景観形成基準
位置・規模	・視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。
形態・意匠	・周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ・自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。
色彩	・建築物等の外観の基調色は、別表（い）欄のとおり。（色あい毎に明るさや鮮やかさを制限）

(3) 特別地域の追加基準（眺望景観保全地域の基準に追加）（抜粋）

項目	景観形成基準
位置・規模	・視点場から見た稜線（海岸線）を切らない位置、高さとする。ただし、改変される可能性の少ない地形等により視点場から望見されない場合はこの限りでない。
色彩	・建築物等の外観の基調色は、別表（ろ）欄のとおり。（色あい毎に明るさや鮮やかさを制限）

別表 色彩の数値基準（マンセル表色系（JIS Z 8721）による）

	(い) 眺望景観保全地域	(ろ) 特別地域		
色相（色あい）	全色相	0.1R~5Y (赤~黄系)	5.1Y~10Y (黄系)	その他
明度（明るさ）	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度（鮮やかさ）	6以下	6以下	4以下	2以下



【白山眺望景観保全地域・木場潟地区】



【白山眺望景観保全地域・柴山潟地区】



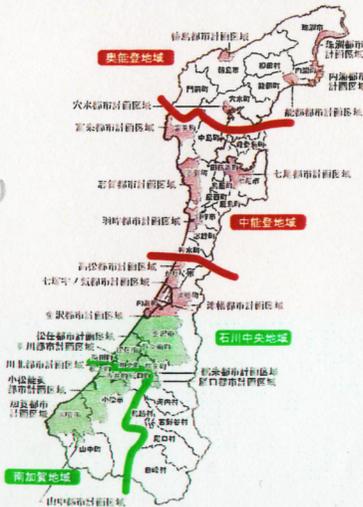
【七尾湾眺望景観保全地域】

石川県都市計画

マスタープラン

1. 都市計画マスタープランとは

石川県では、将来の都市づくりの指針として、「石川県の都市計画に関する基本的な方針」と県内を4地域に分けた「広域都市圏マスタープラン」及び、県内21の都市計画区域ごとに「都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）」を策定しました。「石川県の都市計画に関する基本的な方針」は、県全体における都市計画の基本的な考え方を、「広域都市圏マスタープラン」は、今後の広域的な都市づくりの考え方を、「都市計画区域マスタープラン」は、それぞれの都市における主要な都市計画の考え方を示したものです。石川県では、この3つを併せて「石川県都市計画マスタープラン」とし、今後の都市づくりの指針とします。



- 石川県全体での都市づくりの考え方は
- 広域的な都市づくりの考え方は
- 各都市の都市づくりの考え方は

石川県都市計画マスタープランの構成

石川県都市計画マスタープラン

石川県の都市計画に関する基本的な方針
○石川県全体の都市づくりの考え方
(都市計画の目標やテーマ、方針など)

広域都市圏マスタープラン(4地域)
○各地域ごとの広域的な都市づくりの考え方
(地域づくりの基本理念、将来の地域構造など)

都市計画区域マスタープラン(21区域)
○都市計画の目標
○区域区分(線引き)の有無
○主要な都市計画の決定の方針
(土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業・自然的環境の整備又は保全)

2. 石川県の都市計画に関する基本的な方針

「石川県の都市計画に関する基本的な方針」では、「都市計画の目標」と「都市計画のテーマ」を定め、今後の県全体の都市づくりの基本的な考え方とします。

都市計画の5つの目標

石川県では、都市計画の理念を「個性、交流、安心を目指した参加型の都市づくり」と定めて、以下の5つの都市計画の目標に沿った都市づくりを推進します。

1. まとまりある賑わいの都市づくり

地域コミュニティやまちなかの賑わいを再生するとともに、都市の規模に応じた効率的かつ機能的でまとまりのあるまちづくりを推進します。

2. 快適で安心して暮らせる都市づくり

適正規模の新市街地整備、既成市街地の再整備や都市基盤整備、防災対策等を推進し、住民が安全に安心して、快適に暮らせる居住環境の創出を図ります。

3. 活力ある地域拠点の創造と交流の都市づくり

都市の拠点となる空港・港湾や産業団地の整備・充実を図るとともに、南北に長い県土において、都市間ネットワークの充足による交流・物流の増進を図り、広域連携によるまちづくりを推進します。

4. 個性ある景観と豊かな自然を活かした都市づくり

石川県特有の歴史的な景観の保全や都市景観の創出を図るとともに、白山麓や能登半島の海岸線などに代表される豊かな自然環境を保全・育成し、共生のまちづくりを推進します。

5. 住民参加型の都市づくり

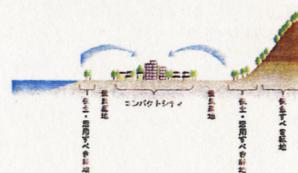
まちづくり計画の早期段階での住民参加を求め、住民の意見を計画に反映することで、住民のまちづくりへの参加意欲を高めるとともに、行政と住民が一体となったまちづくりを推進します。

都市計画の10のテーマ

石川県には、美しい日本海や白山をはじめとする山並み、城下町として育まれた歴史や文化など、優れた資源が豊富にあります。これらの特性に加えて、少子・高齢化の進展や地球環境問題、住民意識の向上などの都市をとりまく環境の変化に対応した都市づくりが進められるよう、10の都市計画のテーマを定めます。

1. コンパクトシティ化

中心市街地への都市機能の集積を図り、郊外への無秩序な開発を抑えることにより、コンパクトで効率的な都市づくりを進めます。
市街地周辺部における緑化や優良農地の保全により、地球環境への負荷の小さい都市づくりを進めます。



4. 災害に強い都市づくり

避難地・避難路の確保や市街地の不燃化により、災害に強いまちづくりを推進します。
治山・土砂災害防止対策、河川の治水対策や海岸保全対策を推進します。



7. 都市内公共交通機関等の活用・充実

公共交通、自転車・歩行者の活用しやすい交通環境を整備することにより、自動車からの利用転換を進めます。
交通需要マネジメント施策(公共交通の利用促進、パーク・アンド・ライド、時差出勤など)により、都市交通の円滑化を推進します。



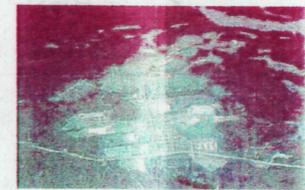
2. まちなかの再生

まちなかのにぎわいをとりもどすため、商業機能や歴史・文化的資産を活かした魅力ある都市づくりを進めます。
防犯・防災やバリアフリーに配慮し、安全・安心の生活環境を再構築することにより、まちなか定住を促進します。



5. 活力ある産業拠点の創造

都市の産業を支える、空港や港湾、駅前、温泉地、工業団地など活力ある産業拠点の都市づくりを推進します。



8. 個性ある景観の保全・創出

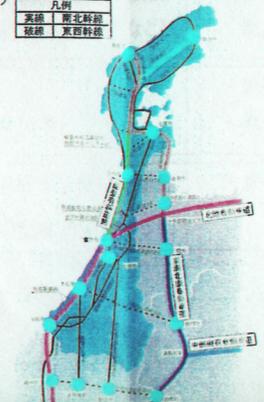
歴史的街並みや、水・緑を活かした個性とつるおいのある景観の保全を推進します。
幹線道路沿道や新市街地等について、まちの個性を活かした美しい街並み景観を創出します。



6. 広域都市間ネットワークの形成

地域間交流を支える交通基盤の形成を図るため、「県土ダブルラダー構想(*)」を推進します。
(* 南北幹線を軸としたはしこ状の道路網構想)

凡例
赤線 南北幹線
緑線 東西幹線



3. 快適な居住環境の充実

高齢社会に対応できるよう既成市街地や郊外市街地において、住民が安全に安心して暮らせる快適な居住環境の充実を図ります。
区画整理等により、適正な規模の新市街地を計画的に整備します。



9. 自然環境との共生・保全

白山麓や加賀・能登の海岸線に代表される豊かな自然環境を保全・育成し、自然と共生した都市づくりを進めます。
また、都市内に公園・広場の設置や緑化を進め、地球や人に優しい都市環境づくりを進めます。



10. 参加と協働の都市づくり

行政と住民が一体となって協働できるシステムをつくることにより、住民参加型の都市づくりを進めます。



石川県都市計画マスタープランとの適合について

1. 意見聴取の根拠

景観法第8条第6項（抜粋）

都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。

2. 石川県都市計画マスタープランの概要

策定年月：平成16年5月

策定主体：石川県

根拠：都市計画法第6条の2第1項

構成：

A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針

広域的な位置付け 都市計画の目標 都市計画のテーマ 主要な都市計画の方針

B. 広域都市圏マスタープラン

地域の概況 地域づくりの基本理念 将来の地域像

C. 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画の目標 区域区分（線引き）の有無 主要な都市計画の決定の方針

3. 「A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針」との適合について

都市計画の目標

個性ある景観と豊かな自然を活かした都市づくり
 ・県特有の歴史的な景観の保全や都市景観の創出
 ・白山麓や海岸線など豊かな自然環境を保全・育成

都市計画のテーマ

8. 個性ある景観の保全・創出
 ・歴史的街並みや、水・緑を活かした景観の保全
 ・幹線道路沿道など美しい街並み景観の創出

9. 自然環境との共生・保全
 ・白山麓や加賀・能登の海岸線など豊かな自然環境を保全・育成

【景観計画・眺望計画】

・景観形成重要地域、特別地域の指定
 ・眺望景観保全地域、眺望特別地域の指定
 ・建築物等の規制誘導

【総合条例・景観総合計画】

・重要エリアの選定要件として記述

【選定要件】

広域的・連続的な景観 重要な眺望景観
 文化的な景観 重要な交流拠点景観
 新しい景観創造

・海岸沿いや幹線道路沿道などを重要エリアとして指定

主要な都市計画の方針

5) 景観形成の方針

伝統的都市景観や田園景観の保全・再生
 ・伝統的都市景観や田園景観など優れた景観の保全・再生

【総合条例・景観総合計画】
 ・重要エリアの選定要件として記述

未来に向けた新たな都市景観の創出
 ・未来の世代に誇れ、伝統となるような新たな都市景観の創出
 ・屋外広告物条例により、屋外広告物の規制誘導
 ・自然景観を通過する道路で屋外広告物を規制誘導し、優れた自然景観を保全及び魅力ある都市空間を創出

【総合条例】
 ・景観条例と屋外広告物条例の一本化
 ・能登有料道路や加賀産業開発道路など規制エリアの整合及び拡充

日常生活空間における快適な景観づくり
 ・日常生活空間において、美しく親しみのある景観づくり
 ・建築物や工作物を周辺との調和のとれたものとなるよう誘導
 ・公共施設は良好な景観形成を図る上で先導的な役割を担う

【景観計画・眺望計画】
 ・建築物等の規制誘導
 【総合条例】
 ・公共事業景観形成ガイドラインを策定

貴重な自然景観の保全と調和
 ・貴重な自然景観の保全と、自然と調和した新たな景観の創出
 ・特に重要な地域を景観形成重要地域として指定し、きめ細かくかつ総合的な景観の整備を行うとともに、建築物や工作物について詳細に指導

【景観計画・眺望計画】
 ・景観形成重要地域、特別地域等の指定
 ・建築物等の規制誘導
 【総合条例・景観総合計画】
 ・重要エリアの選定要件として記述
 ・海岸沿い等を重要エリアとして指定

「C. 都市計画区域マスタープラン」との適合について

【景観計画・眺望計画】

【総合条例・景観総合計画】

海岸景観の保全

・景観形成重要地域の指定（県全域の海岸）
 ・眺望景観保全地域等の指定（七尾湾）
 ・建築物等の規制誘導（ランドスケープを切らないなど）

・重要エリアの選定要件として記述

田園、農村景観の保全

・建築物等の規制誘導
 （勾配屋根など農村集落に配慮した形態意匠など）

・重要エリアの選定要件として記述
 ・重点スポットの選定要件として記述

緑地景観の保全

・建築物等の規制誘導
 （敷地内の樹木の保全・活用など）

・重要エリアの選定要件として記述

水郷景観の保全

・眺望景観保全地域等の指定（木場潟、柴山潟）
 ・建築物等の規制誘導（眺望景観への配慮など）

・重要エリアの選定要件として記述
 ・重点スポットの選定要件として記述

街並み景観の保全・創出

・建築物等の規制誘導
 （壁面や外構えを揃えるなど）

・重要エリアの選定要件として記述
 ・重点スポットの選定要件として記述

沿道景観の保全・創出

・景観形成重要地域等の指定（加賀産業開発道路、能登有料道路など）
 ・建築物等の規制誘導（道路からの後退など）

・重要エリアの選定要件として記述

景観総合条例（仮称）等の策定スケジュール

